

取扱区分：公開

令和3年第1回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和3年1月25日（月）

〔場 所〕 市役所西棟 第3・第4会議室

令和3年第1回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第1回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟 第3・第4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和3年1月25日（月） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和3年1月25日（月） 午後3時10分
- 3 出席委員（9人） ※番号は議席番号
1番 萩原 和夫 2番 門井 隆 3番 常見 淳
5番 田鍋 光男 8番 寺田 進 9番 岩崎 久
12番 杉崎 國昭 13番 原田 順一 14番 竹内 幸男
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（3人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （黒浜）新井 仁 （蓮田）山口 恵司
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 出席を求めている委員（緊急事態宣言の発令により）（8人）
農業委員： 4番 野口 勇 6番 齋藤 博司 7番 高橋 建一
 10番 山本 寿一 11番 吉岡 政広
推進委員：（平野）山口 実 （黒浜）小澤 はつ江 （蓮田）増田 雅暢
- 8 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）
議案第2号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
報告 1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告 2 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく通知について
報告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
報告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について
報告 5 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査に伴う事業計画書の受理について

9 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 柴田 賢次
事務局副主幹 左右田 尚紀

10 傍聴人（0人）

なし

11 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和3年第1回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和2年12月25日に開催いたしました、令和2年第13回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき、議事録とさせていただきます。事前に委員から指摘がございましたので、事務局から訂正の箇所の説明をお願いいたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。本日は1月7日の緊急事態宣言の発令に伴い委員の出席数を調整させていただいており、出席委員は14名中9名となりますが、総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員も同様に出席数を調整させていただいており、3名の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名でございますが、来月の第2回総会の開催方針が流動的で出席委員の予定が立っていない事から、現段階での指名は行わず、本日出席の委員の方で来月の第2回総会の出席依頼する委員の中から当日指名をさせていただきます。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出の議案は事前に配布の資料のとおりでございます。農地法などの法令の許可に関する議案は、議案第1号から議案第3までの7案件となり、報告は、報告1から報告5までの7案件となります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をお願いいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

（議長）

議案第1号番号1から番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

（委員）

番号1から3まで同じ地区ですので、一緒に説明をさせていただきます。

番号1の貸付人が●●に住んでいるため、管理が難しいとのことで農林公社にお願いしたいとのことです。番号2、番号3の貸付人は高齢のために管理が大変だとのことで、農林公社に貸付をお願いしたいとのことです。

（議長）

ありがとうございました。事務局で説明がございましたら、お願いします。

（事務局）

議案第1号、2号につきましては全く同じ地番になっておりまして、この後の議案第2号にも記載のとおり、全て借受人は決まっております。

議案第1号の1番の貸付人の土地については、議案第2号の番号1の借受人が借受けることになっておりまして、議案第1号の2番、3番の貸付人も利用権につきましては、●●●●の方で借受けると確認しております。

（議長）

議案第1号の番号1から3については、担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

（委員）

賃借が0円ですが、何かこれに対しての考え方が分かればお願いしたいのです。どうして0円なのか、畑が悪いのか、田んぼが悪いのか、貸し借りのことではございますけど、分かりましたらよろしくお願いします。

（事務局）

そこまでは聞き取れていません。それぞれの貸借の判断になりますので、後で確認いたします。

（委員）

分かりました。

(議 長)

他に何かありますでしょうか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号番号1から番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号3については承認をすることにいたします。

次に、議案第2号「農用地利用配分計画案の作成に対する意見について」でございます。

事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1から3についてですが、議案第1号の案件の関連になりますので、補足事項がありましたら、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

番号1、番号2、番号3ともに借受人が大変綺麗に管理しておりまして、問題はないかと思えます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

番号1の借受人につきましては、現在●●●の方は休止という形をとっておりまして、今後は稲作の方に力をいれていくという事と伺っております。

今回この1筆でございますが、今後●●の周辺の田の借受けの案件としてあがってくると思われます。

(議 長)

議案第2号の番号1から3については、ただ今のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委 員)

●●●●●に関し、●●●●が100%出資していた会社だと思うのですが、平成●●年

●月に出来た株式会社ですね。蓮田市内で中間管理機構を使って土地を借りるのは今回初めてですか。

(事務局)

かつてはございました。

(委員)

今回の番号2については、畑を使用貸借で借りるということですが、その内容として、地主の方に代わって除草とか管理耕作をするということのようで、何か作物を作って販売するなどということなのでしょうか。

(委員)

借受人は小麦を作っております。

(委員)

分かりました。

(委員)

畑は全部小麦ですか。

(委員)

そのとおりです。

(議長)

借受人のことで、何か補足はありますか。

(委員)

●●の転作組合の水田も借りていますし、●●、●●地区の水田も借りています。具体的な広さは把握しておりませんが、蓮田市内でも水田をしています。

(議長)

ありがとうございました。他に何かございますか。

(委員)

付け加えますと、●●の転作組合の方は昨年で2年目でして、水田でお願いしております。中間管理機構は通してなく、利用権で行っております。

(議長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第2号の番号1から番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1から番号3について承認をすることにいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第3号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第3号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

数日前、現場に行ってきましたところ、地主の方につきましては、不動産会社に全て任せているとのことで内容的なことは一切分かりませんでした。現地は多少の草はありますが、事前着工はしてありません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の3ページから4ページです。4ページの地図を見ていただくと、●●●●の表示されたところがありまして、そこから真っ直ぐ●●●●に向かっていただく場所となっております。地図には表示できませんでしたが、前面に●●●●という個人経営のお店の目の前の場所でございます。

申請理由としては、申請人の方が賃貸アパートに居住されており、●●●を営んでおりまして、その仕事の材料や資材を蓮田市や●●●にお住いの親族の所有している土地に厚意で置かせていただいているということです。●●●からでは時間がかかるもので、蓮田に拠点置いて仕事を進めていきたいとのことでの申請です。

こちらの場所につきましては、調整区域の農業振興地域内、農用地区域外、農地性としましては第2種農地にあたります。

資金計画につきましては、事務局の方で確認済みです。

汚水・雑排水は合併処理浄化槽を設置しまして、前面道路の側溝に接続いたします。雨水

は敷地内浸透処理をします。

その他のところでは、雑草が多少気になりましたが、事前着工や農地法違反は特にございませんでした。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長)

議案第3号の番号1については、ただ今担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

●●●●番地について分筆されていると思うのですが、●●●●は地番が不明なのですが、道路敷地内なのでしょうか。

(事務局)

道路側の細いところが●●●●です。道路側の細いところに●●●●がありまして、その隣です。

(委員)

転用する●●●●ですが、面積の切りがよく500㎡になっています。これ自体、農転をかける場合の必要最大限の広さですが、そのために分筆したということでしょうか。

(事務局)

今回は除外をして、この申請になっておりますが、以前は●●●●まで含めたところで申請があったようです。実際500㎡を超えてしまっているということで適わなくなりまして、今回500㎡に合わせまして、土地の利用をするということでの申請になっております。

基本的に、住宅敷地の農地転用の許可の最大の面積は概ね500㎡と農地法での規定でして、概ね500㎡とはどのくらいかと思われませんが、最大550㎡になります。概ねとは10%までは多くみてもいいと、春日部農林管内ではそのような運用となります。こちらでは最初から550㎡では承認しておらず、基本的には500㎡でお願いしております。ただ、例えば分筆をした結果、その農地が小さな面積しか残らなくなってしまう場合については最大の550㎡は認めるようにしております。20、30㎡を残した農地は使いようになりませんし、そのように分筆されてしまいますと使い勝手が悪くなりますので、550㎡までは農業委員会としては認めることにしております。

(委員)

これは蓮田市内の農振区域、青地区域は全部同じですか。

(事務局)

青地白地等関係なく500㎡までです。こちらの管轄ではありませんが、建築指導課の方では、300㎡以上ではないと認めないとのことで、基本的に調整区域の農地で住宅を建て

るとなりますと、300㎡以上500㎡までの住宅敷地という形のものになります。あと、農家分家と言われているものがありますが、農家をする方については500㎡から1,000㎡に変わります。概ね1,000㎡という形の面積になっていまして、実際は最大1,100㎡までですが、原則1,000㎡ということで制限を設けています。

(議長)

ありがとうございました。他に何かありますか。

(委員)

先ほどの●●●●、それで●●●●が道路沿いという話ですが、そうなりますと、●●●●は道路に面していないのではないかと思います。

(事務局)

恐らくですが、●●●●は道路用地ではないかと思います。道路用地として分筆し、既に地目も変わり、現況も道路になっていると思われまますので、道路へ接道している土地だと考えられます。

(議長)

他に何かありますかでしょうか。

異議なし。

(議長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第3号番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって議案第3号番号1について承認をすることにいたします。

次に報告事項に入ります。報告1から報告5について、事務局より朗読と説明をお願い申し上げます。

(事務局) — 報告1から報告5朗読 —

(議長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告5について質問等がある方は挙手をお願いいたします。

(委員)

報告5の埋蔵文化財の試掘調査の関係について、産業団地関連は詳しく知らないのですが、一時転用ということで報告案件となっておりますが、許可案件なのではないでしょうか。

(事務局)

ご指摘どおり、こちらは許可案件になります。一般的にはそのような扱いになるものなのですが、今回譲受人が蓮田市になっていまして、国又は都道府県（指定市も含む）が行う農地転用には許可申請は不要と定められております。

よって、指定市である蓮田市もこれに当てはまり許可申請は不要となるため、報告と替えさせていただきます。

(委員)

参考までに試掘調査の期間は、どのくらいまでにかかるのでしょうか。

(事務局)

順次、準備ができ次第入るとは聞いておりますが、いつまでという期間まではいただいております。

(議長)

ありがとうございます。他にございますか。

なし。

(議長)

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議長)

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。